

令和4(2022)年度 栃木県育英会入学一時金奨学生(高校等)募集要項

〔募集期間 令和3(2021)年10月1日(金)～令和3(2021)年11月15日(月)〕

公益財団法人栃木県育英会

- 入学一時金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金は、すべて後輩の入学一時金として活用される仕組みになっています。
- 入学一時金を希望する人は、出願資格、返還方法を十分理解の上、申し込んでください。

1 出願資格

- (1) 令和4(2022)年3月卒業見込の中学校等在学学生又は申込時において中学校等卒業後2年以内の人で、令和4(2022)年4月に高等学校、特別支援学校の高等部又は修業年限2年以上の専修学校高等課程の1学年に進学を希望する人(高等専門学校(例、小山高専等)は、対象となりません。)
- (2) 保護者(父母)又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- (3) 学習活動その他の品行が正しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人
- (4) 令和4(2022)年3月卒業見込の人は中学1、2年における学習成績評定平均値が、既卒者は中学全学年における学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上である人
- (5) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和2(2020)年中の認定所得金額(注1)が、別表第3の収入基準額以下である人(※)

(※) 令和2(2020)年度から所得要件が緩和されました。

A <収入の上限額の目安>

世帯人数	給与所得者(会社員等)(注2)
3人	920万円(緩和前577万円)
4人	962万円(緩和前599万円)
5人	1,017万円(緩和前621万円)

B <所得の上限額の目安>

世帯人数	給与所得者以外(自営業等)(注3)
3人	512万円(緩和前229万円)
4人	554万円(緩和前245万円)
5人	609万円(緩和前260万円)

注1) 父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額(給与所得の場合は別表第1の「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費(売上原価、営業経費)を差し引いた金額)から別表第2の特別控除額を差し引いた金額

注2) 所得証明書等における収入金額(控除前)

注3) 所得証明書等における所得金額

(6) 本会以外の機関(市町、民間団体等)の入学一時金(入学準備金、入学資金貸付金等)の貸与を受けない人。

2 貸与額、貸与人員及び貸与時期等

- (1) 貸与額 国・公立50,000円、私立100,000円(いずれも無利子)
- (2) 採用人員 予算の範囲内(約50名)
- (3) 貸与時期等 随時(令和3(2021)年12月下旬から貸与開始予定・足利銀行の本人名義の口座に振り込みます。)

3 返 還

区 分	据置期間	返還期間	返 還 方 法
入学一時金のみを借りる場合	在学期間中 + 卒業後6ヶ月	2年以内	年賦又は半年賦による均等払
入学一時金と本会又は他の機関の奨学金(ただし、銀行等の教育ローンを除く。)を併用して借りる場合	同 上	原則として 4年以内	(足利銀行口座から自動振替)

注) 令和4(2022)年4月に、対象となる学校に進学しなかった場合は、貸与額の全額を直ちに一括で返還していただきます。

入学一時金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は、延滞金(年3%)がかかります。

4 提出書類(各1部)

- (1) 入学一時金奨学生(高校等)願書(本会指定の様式によるもの)
- (2) 入学一時金奨学生(高校等)推薦調書(本会指定の様式によるもの)
- (3) 所得証明書又は課税証明書の原本(市町長発行の証明書・令和2(2020)年中の所得)

注) 所得証明書(又は課税証明書)は、次の例にしたがって証明を受けてください。

ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母の2人の所得

イ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合 → その人の所得

ウ 母子又は父子世帯の場合 → 母又は父の所得

また、非課税の方は必ず所得証明書を添付してください(非課税証明書では受付できません。)

◎ 当月月額貸与奨学生(高校等)に同時に申込するときは、所得証明書又は課税証明書の原本については、いずれかに1部添付すれば、他の願書には添付不要です。その場合は、願書の同時申込状況欄に○を付けてください。